審　査　基　準

平成８年１月２４日作成

法　令　名：	災害対策基本法施行令
根拠条項：	第３３条第１項
処分概要：	緊急通行車両の確認
原権者（委任先）：	都道府県知事、都道府県公安委員会
法令の定め：	
審査基準：	車両の使用者の申出を受けた都道府県公安委員会は、当該車両が以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。 (1)　災害応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 (2)　災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 (3)　(1)、(2)以外の場合であって、災害応急対策を実施するための車両であること。
標準処理期間：	２日
申請先：	申請書は、警察署交通課窓口に提出してください。
問い合わせ先：	警察本部交通規制課 規制第二係 （電話 0188-63-1111 内 3155）
備考：	